

令和7年5月18日

与論町長 田畑克夫 様

与論町持続可能な観光地づくり財源検討委員会
委員長 梅川 智也

与論町持続可能な観光地づくり財源の検討結果について（答申）

令和6年10月5日に貴殿より依頼のあった与論町持続可能な観光地づくり財源の検討について、当検討委員会において審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 持続可能な観光地づくり財源の必要性について

与論島の素晴らしい自然・文化・人々の暮らしを守り、住民も来訪者も満足する「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能な観光地づくりを実現することを目的として、第6次与論町総合振興計画及び与論町観光振興計画に掲げる施策を実現する財源として新たな観光財源が必要である。

2. 持続可能な観光地づくり財源の種類及び制度設計について

新たな財源については、宿泊税とし、安定的な観光財源を確保する観点から法定外目的税として導入するのが適当である。制度設計については、（別添）与論町宿泊税の制度設計を参照のこと。

3. 持続可能な観光地づくり財源の使途について

新たな財源については以下の事項に関する施策に活用することが望ましい。

- （1）魅力ある観光地を支える観光資源の保全・利活用体制の充実に資すること
- （2）観光地としての快適性・利便性・満足度の向上による魅力に充実に資すること
- （3）未来につなぐ持続可能な観光地の基盤整備や意識醸成に資すること
- （4）持続可能な観光地経営のための体制の充実に資すること
- （5）宿泊税の徴収や理解促進、特別徴収義務者の負担軽減に資すること

4. 持続可能な観光地づくり財源の導入に際しての注意事項について

- （1）納税者である宿泊者の理解を得られるよう導入目的や使い道などの説明や広報を行い、「見える化」に努めること。
- （2）宿泊税の特別徴収義務者の理解を得られるよう丁寧な説明や意見徴収を行うとともに、負担軽減のための措置や支援を講じること。
- （3）財源の活用方法については、観光等の行政以外の関係者を含めた検討委員会を設置し、適切に活用されているか定期的に検証する体制を構築すること。
- （4）新たな財源は、既存事業の財源に充当されることがないように、既存事業の拡充や新規事業の財源に充てられるよう努めること。
- （5）制度設計や使途事業については、定期的に見直しを行うこと。特に導入直後は当初の想定と異なる事態が生じることも想定されることから3年で見直しを検討すること。
- （6）他の導入自治体で課税免除となっている対象については、税を活用した事業などによる支援を検討すること。

(別添)

与論町宿泊税の制度設計

目的	与論島の素晴らしい自然・文化・人々の暮らしを守り、納税者（来訪者）も住民も満足する「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能な観光地づくりを実現することをめざし、その実現のために必要となる新たな財源として「宿泊税」を導入する。
納税義務者	与論町内における下記の宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊行為に対し、その宿泊者に課税する。 ○旅館業：旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業は除く） ○住宅宿泊事業：住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（民泊）
徴収方法	宿泊事業者（特別徴収義務者）による特別徴収とする。 ※特別徴収義務者は、旅館業法の許可を受けた者や住宅宿泊事業の届け出を行った者、又は宿泊税の徴収について便宜を有する者
税率	宿泊税の税率は、100分の5とする。 宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、当該各号に定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。 (1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金 (2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金 (3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金
非課税事項	免税点なし 課税免除なし ただし、町長は、天災その他特別の理由により必要と認める者その他特別の事情がある者に対し、規則で定めるところにより宿泊税を軽減、又は免除することができる。
罰則	帳簿等の未記載、虚偽の記載、保存義務違反、納税管理人に係る不申告について罰則を設ける。
課税を行う期間	条例施行後3年、その後は5年ごとを目途に制度等の見直しを行う。
その他	特別徴収義務者に対し、納期内納入額の3%の特別徴収交付金を設けること。 システム整備等、宿泊税徴収に係る費用の支援を行うこと。 税徴収や宿泊管理等に関するDX化と宿泊事業者のデジタルリテラシー向上の支援を行うこと。